

不在者投票宣誓書兼請求書

私は、第50回 衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査 の当日、下記のいずれかの不在者投票の事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、中野区外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

中野区選挙管理委員会委員長 殿

【請求者】 ※下記太枠内の記載をお願いします。

		令和 ○年 △月 ☆日	
ふりがな	とうひょう いくぞう	生年	明・大 昭・平
氏名	投票 育造	月日	45年 4月 5日
現住所	(〒 164 - 0001) 都道 区市 東京 府県 中野 郡 中野4-11-19		
中野区の住所 (名簿登録地)	※上記現住所と異なる場合のみ、記載してください。 中野区 丁目 番 号 (アパート・マンション名等：)		
連絡先	TEL 090 (1234) 5678 直通・呼出 (方)		

【投票用紙の送付希望先】

◎上記現住所と投票用紙の送付希望先が異なる場合、以下に記載してください。

実家等に帰省した場合は、
必要に応じて方書(〇〇様方)
を記入してください

送付先 (滞在先)	〒861 - 8081 都道 区市 熊本 府県 熊本市北 郡 麻生田 1-2-99
	(アパート・マンション名等：)

【代筆者またはこの用紙を持って来た方】

ふりがな	本人との関係	
氏名		
住所	TEL ()	

●注意事項●

～滞在先における不在者投票について～

投票日当日に仕事や用事などで中野区以外の区市町村に滞在している方は、その滞在先の区市町村の選挙管理委員会で投票することができます。

★ 投票用紙等を請求するためには、次の要件が必要です。

1. 中野区の選挙人名簿に登録されていること
2. 投票日の当日、投票所に行って投票することができない見込みであること
3. 郵便等が届く場所であり、かつ請求者本人が不在者投票期間中に滞在先の区市町村選挙管理委員会に出向いて投票できること

★ 投票用紙等の請求方法は次のとおりです。

『不在者投票宣誓書兼請求書』に必要箇所を記入（記入例参照）し、中野区選挙管理委員会委員長宛に郵送もしくは使者により提出してください。

- ※ Eメール・FAXでの請求はできません。
- ※ 請求書は、お早めに提出してください。公示日前でも提出可能です。
- ※ 投票用紙等の発送は公示日翌日（10月15日）以降に行いますので、
旅行等で滞在先が変わる場合は、送付先に注意してください。
- ※ 滞在先の電話番号または携帯電話番号を必ず記入してください。

★ 滞在先に送付する投票用紙等について

投票用紙等と『不在者投票証明書』を郵送します。

- ※ 『不在者投票証明書』は絶対に開封しないでください。開封すると投票できません。
- ※ 投票用紙の記入は滞在先の区市町村選挙管理委員会で行ってください。

★ 請求先及び連絡先

〒164-8501

中野区中野4-11-19 中野区選挙管理委員会事務局 TEL03-3228-5541